

第2章 許可申請手続きの流れ

事前相談から許可～検査済証交付までの流れは下表のとおりです。

【申請手続きの流れ】

	申請者（工事主）	県（長崎市・佐世保市）	備 考
事前相談	※ 事前相談書提出（任意） 事前相談回答書受領	事前相談書受理 ↓ 内容確認 ↓ 事前相談回答書送付	※ 参考様式
本申請前	※ ・土地所有者等の同意 ・周辺住民への周知 他		※ 許可申請に必要な書類、図面等一式
本申請	※ 許可申請書（法12条・30条） （正本1部、副本1部：申請手数料） ・補正依頼受理 ・書類補正 許可証・副本受領	許可申請書收受 ↓ 本審査 ↓ ・補正依頼 ・補正書類受領 ↓ 許可・許可証交付 （副本返却）	※ 面積等に応じ 申請手数料 が必要（以下、変更許可、中間検査も同様） [法12条4項・30条4項] 許可事項HP公表 市町へ通知
工事施行	※ 標識の設置（法49条） ↓ ※ 工事着手届（細則） ↓ ※ 定期報告書（法19条・38条） （3ヵ月毎の報告） ※ 変更許可申請書 （法16条1項・35条1項） ※ 軽微な変更届出 （法16条2項・35条2項） ↓ ※ 中間検査申請書（法18条・37条） （正本1部、副本1部：申請手数料） ↓ ※ 中間検査合格証受領 ↓ ※ 完了検査申請書（法17条・36条） ↓ ※ 検査済証受領	工事着手届出受理 定期報告書受理 申請書処理 変更届出受理 中間検査申請書受理 （特定工程の検査実施） ↓ 中間検査合格証交付 完了検査申請書受領 （完了検査実施） ↓ 検査済証交付	※ 掲載事項は省令による ※ 細則様式 ※ 定期報告対象規模に限る。 ※ 該当がある場合 ※ 該当ある場合 ※ 特定工程がある一定規模以上の宅地造成・特定盛土等に限る。 ※ 合格証受領後でないとは次工程の工事着手不可 ※ 土石の堆積では「検査」を「確認」に読み替える。 ※ 工区分けの場合、工区毎の完了検査手続きも可能